第２　放棄・取下債権等の取扱い

更生手続開始決定日（平成27年12月31日）以降完済までに、更生担保権又は更生債権の一部の放棄若しくは届出の取下げ又は相殺があったときは、放棄又は届出の取下げ後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の場合の取扱い

更生手続開始決定日（平成27年12月31日）以降に更生担保権又は更生債権の譲渡又は移転があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済の方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転があった場合、新旧権利者は、譲渡又は移転後の債権額に応じて、免除額を按分負担し、弁済額を按分取得する。

第４　端数処理

更生担保権又は更生債権に対する権利変更に伴う計算においては、債務免除額につき各通貨の以下の単位額未満の端数は切り捨て、弁済額につき単位額未満の端数は切り上げる。

また、本更生計画の実行に伴う按分その他計算において、単位額未満の端数が生じたときは、特に定めがある場合を除き、この端数は切り上げる。

通貨	単位額
円	１円
米ドル（ＵＳ＄）	0.01米ドル
シンガポールドル（ＳＧＤ）	0.01シンガポールドル
ユーロ（€）	0.01ユーロ
ペソ（₱）	0.01ペソ

第５　反対債権がある場合の処理

更生会社が、更生債権者等に対し本更生計画に基づき更生債権等を弁済するに当たり、更生債権者等に対して弁済期の到来した債権を有する場合、管財人は、当該債権を自働債権とし、本更生計画に基づく権利変更後の更生債権等を受働債権として、対当額にて相殺の上、残額を弁済することができる。

第４章　未確定更生債権に対する措置

第１節　未確定更生債権

管財人は、別表11「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権（以下「未確定更生債権」という。）に関し、同表「認めない額」欄記載の額についてこれを認めなかったところ、更生債権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生債権の措置

１　確定前の取扱い

未確定更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

また、未確定更生債権を有する債権者が、他に更生債権を有する場合は、未確定更生債権の全てが確定するまでの間、当該債権者に対し、弁済を実施しない。

２　確定後の取扱い

未確定更生債権が確定したとき（前記１後段の場合には、当該債権者が有する未確定更生債権の全てが確定したとき）は、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２の定めを適用する。

ただし、弁済期については、第３章第２節第２、２又は第３節第２款第２で定められた弁済期と未確定更生債権が確定した日から１か月後の日が属する月の末日のいずれか遅い日とする。

なお、未確定更生債権の確定以前に第３章第３節第２款第２、２の定めに基づく中間弁済が行われているときは、本項によって定まる弁済期に、未払の中間弁済金（確定した元本等に対し、確定以前に実施されたすべての中間弁済の中間弁済率を合算した率を乗じた金額をいう。）も合わせて弁済する。

第３節　提起されている確定訴訟

該当なし。

第５章　弁済資金の調達方法と予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権及び更生債権の弁済資金は、本件売却代金、本件売却代金の一部を原資とする更生協力金、保有する現預金、更生会社の営業活動から生じる収益等により調達する。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を超過する収益金が生じた場合には、更生計画の遂行及び清算手続に必要な資金に充て、更に余剰があるときは、追加弁済の原資に充てる。

第６章　共益債権とその弁済

第１節　支払済共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成28年１月１日）から平成28年３月31日までに支払った共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の支払実績欄記載のとおり、総額52,998,944円である。

第２節　未払共益債権

更生会社における基準日である平成28年３月31日現在の未払共益債権は、別表６「共益債権支払実績及び未払残高表」の未払残高欄記載のとおり、総額747,398円である。

第３節　弁済方法

上記未払共益債権及び平成28年４月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件売却代金、保有する現預金等をもって随時支払う。

第７章　担保権の措置等

第１節　存続する担保権（船舶に係る担保権）

１　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

２　別表10「存続する担保権一覧表（船舶）」記載の担保権は、被担保債権である更生担保権が完済されたとき、当該担保権の目的である本件船舶について管財人が裁判所の許可を得て第３章第１節第２、４⑵に定める担保変換をしたとき、又は、担保権者が担保権を放棄したときに消滅する（なお、担保変換により船舶に係る担保権が消滅する場合であっても、担保変換後の預金質権は存続する。）。この場合、担保権者は、消滅した担保権について登記又は登録（日本国内のものに限らない。）の抹消手続をするものとし、管財人から要請があった期限までに、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権（準拠法が日本法か否かを問わず、財産が日本国内にあるか否かを問わない。）で、本章第１節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。

存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第３節　保険

１　更生会社が確定更生担保権に係る担保権の目的である本件船舶を目的として更生計画認可決定時に締結している保険契約について、当該確定更生担保権に係る債権者が当該保険契約に係る請求権について質権又は譲渡担保権を併せ有する場合には、前記第３章第１節第２、２の定めに従い本件船舶の売却が完了するまでの間、同一の付保内容で順次更新し、又は実質的に同一の付保内容の新規契約を締結するものとし、当該確定更生担保権の限度で、当該保険契約（保険期間満了後に前記に従い更新又は新規に締結した保険契約を含む。）に係る請求権についての質権又は譲渡担保権は存続する。

２　上記質権又は譲渡担保権は、対象となる保険契約の目的である財産に係る担保権が消滅した場合に消滅する。

３　前記の保険契約の目的である本件船舶について保険事故等が発生した場合、管財人の選択により、その保険金